

# 扶 養 状 況 調 書

今回申請する家族について令和 年 月 日現在の状況をお届けします。

**認定対象者** ◎該当箇所をすべて記入してください。

氏 名			
生 年 月 日	昭・平 年 月 日生	年齢	歳
配偶者の有無 ※認定対象者が配偶者の場合には記入不要	<input type="checkbox"/> 有（その方が扶養しない理由： ） <input type="checkbox"/> 無（未婚・離婚・死別）		

## 1. 認定対象者の状況

●扶養することになった理由（被保険者の資格取得、認定対象者の退職等、具体的に記入して下さい。）

●認定対象者の家族構成  
認定対象者からみた、被保険者以外で16歳以上の家族について記入して下さい。  
例) 対象者が母の場合→父・被保険者の兄弟姉妹など / 対象者が別居の場合→対象者の同居人など

氏 名	続柄	年齢	職 業	月収	同居・別居
				万円	同・別
				万円	同・別
				万円	同・別
				万円	同・別
				万円	同・別

## 2. 別居のとき 被保険者と同一世帯に属していない場合

同居していない理由：単身赴任 通学による その他（ ）

別居先では他に同居人はいますか：いない いる（対象者との関係： ）  
（その方が扶養しない理由）

被保険者からの1ヶ月の仕送り額：毎月約 万円送金（年間約 万円送金）

被保険者以外からの仕送り：なし ある 毎月約 万円

**注 意**

- 同じ住居であっても住民票が別世帯の場合も仕送りが必要です。
- 下記の場合は認定できません。
  - ・毎月送金していない
  - ・毎月の送金額が認定対象者又は同居人の収入より少ない
  - ・振込明細の控や通帳の写し等で送金の事実確認ができない（手渡しは不可）

### 3. 収入状況

#### ●雇用（失業）保険

- 受給申請予定（延長含む）（申請予定時期：\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃）
- 待機又は給付制限期間中（受給開始日：\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から）
- 受給している 日額：\_\_\_\_\_円
- 受給しない
- 加入期間不足  雇用保険未加入  就労の意思がない  その他（\_\_\_\_\_）
- 受給終了

#### ●出産手当金・傷病手当金・休業（補償）給付

- 無  有 日額：\_\_\_\_\_円
- 出産（予定）日： 令\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 注）出産の翌日から数えて57日目が認定日

#### 注意

- 日額が3,612円（19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は4,167円、60歳以上又は年金受給者は5,000円）以上の受給をしている期間は扶養に入ることはできません。
- 基準を超える金額の受給が開始した場合は速やかに扶養減少届を提出のこと。

#### ●給与収入（パート・アルバイト収入等）

※交通費等を含めた総支給額を記入

無  有 月収 \_\_\_\_\_円  
年額 \_\_\_\_\_円①

#### ●不動産・農業・事業収入（自営業等）

無  有 年額 \_\_\_\_\_円②

#### ●年金収入 \*該当する年金すべてに○をつけてください。

・（老齢・厚生・共済・障害・遺族・寡婦）年金  
※労災保険含む ※税金等控除前の金額を記入

無  有 年額 \_\_\_\_\_円③

※65歳以上で年金収入がない理由：\_\_\_\_\_

・厚生年金基金・企業年金・個人（私的）年金

無  有 年額 \_\_\_\_\_円④

#### ●生活保護（生活扶助、医療扶助など）

無  有 年額 \_\_\_\_\_円⑤

#### ●その他（\_\_\_\_\_）

例）利子・配当・株式等の運用収入  
被保険者以外からの生活援助 等詳細に\_\_\_\_\_

無  有 月収 \_\_\_\_\_円  
年額 \_\_\_\_\_円⑥

収入（①～⑥）合計 \_\_\_\_\_円

#### 注意

- ①～⑥の収入については現在、もしくは今後1年間の収入の見通しを記入してください。
- 対象者の収入が、年収130万円／月収108,334円（\*1）未満であること。（年収は現在からの1年間※自営業は除く。）かつ、対象者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること。
- （\*1）19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は年収150万円／月収12.5万円、60歳以上又は年金受給者は年収180万円／月収15万円。

#### 《誓約書》

私は、以下の事項について確認のうえ、誓約いたします。

- ・認定基準および必要な添付書類について組合ホームページを確認し、今回被扶養者として申請する者に係る申請内容および提出書類の内容に虚偽がないこと。
- ・申請内容が事実と相違していたことが判明した場合には、資格の取消または喪失となることを了承し、当該期間中の医療費等を返納すること。
- ・扶養の基準を満たさなくなった場合には、速やかに扶養減少の届出を行うこと。

被保険者等記号・番号(\_\_\_\_) - (\_\_\_\_)

被 保 険 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（被保険者自ら署名の場合は押印不要）